

福岡県少年警察活動規程

平成15年3月20日

福岡県警察本部訓令第8号

福岡県少年警察活動規程を次のように定める。

福岡県少年警察活動規程

福岡県少年警察活動規程（平成9年福岡県警察本部訓令第10号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則

第1節 通則（第1条—第3条）

第2節 少年警察の体制（第4条—第7条）

第3節 幹部の職務（第8条・第9条）

第4節 早期発見及び報告（第10条—第12条）

第2章 一般的活動

第1節 街頭補導（第15条・第16条）

第2節 少年相談（第17条—第19条）

第3節 継続補導（第20条—第22条）

第4節 少年の社会参加活動等（第23条・第24条）

第5節 情報発信（第25条・第26条）

第6節 有害環境の排除（第27条・第28条）

第3章 非行少年全般についての活動

第1節 非行少年に関する通則（第29条—第37条）

第2節 犯罪少年事件の捜査（第38条—第43条の2）

第3節 触法調査（第43条の3—第48条）

第4節 ぐ犯調査（第49条—第53条）

第4章 不良行為少年の補導（第54条・第55条）

第5章 少年の保護のための活動

第1節 被害少年に係る活動（第56条—第60条）

第2節 福祉犯に係る活動（第61条）

第3節 要保護少年に係る活動（第62条—第63条）

第4節 児童虐待を受けたと思われる児童に係る活動（第63条の2—第63条の5）

第6章 記録（第64条—第67条）

第7章 補則（第68条）

附則

第1章 総則

第1節 通則

（趣旨）

第1条 この訓令は、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）その他別に定めがあるもののほか、少年警察活動推進上の必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）少年警察活動 少年（規則第2条第1号に規定する少年をいう。以下同じ。）の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図るための警察活動をいう。
- （2）警察官等 福岡県警察の警察官、少年補導職員（規則第2条第13号に規定する少年補導職員をいう。以下同じ。）、少年相談専門員（第6条第1項に規定する少年相談専門員をいう。）その他少年警察活動に従事する職員（福岡県警察の職員をいう。以下同じ。）をいう。
- （3）指定補導職員 少年法（昭和23年法律第168号）第6条の2第3項に規定する警察職員をいう。
- （4）継続的な支援 規則第36条第2項の規定により被害少年（規則第2条第8号に規定する被害少年をいう。以下同じ。）に対して継続的に行う支援をいう。
- （5）少年警察ボランティア 福岡県公安委員会又は警察署長（以下「署長」という。）の委嘱を受けて少年の健全な育成のための活動を行うボランティアをいう。
- （6）少年担当係 警察署において生活安全部少年課（以下「少年課」という。）の分掌事務を所掌する係をいう。
- （7）保護者等 保護者（規則第2条第12号に規定する保護者をいう。以下同じ。）又はこれに代わるべき者をいう。
- （8）所属 福岡県警察本部の課、警務部監察官室及び部の附置機関、福岡市警察部特別遊撃隊、北九州市警察部機動警察隊並びに警察署をいう。

（少年警察活動における基本的留意事項）

第3条 警察官等は、少年警察活動を行うに際しては、規則第3条各号に掲げる事項を基本とするほか、同条の規定に基づく次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に定めるところに留意するものとする。

- (1) 健全育成の精神 規範意識の向上は、少年の非行の防止に不可欠な要素であること及び少年警察活動を行うに当たっては、少年が立ち直ってこそ少年の健全な育成という最大の目的が達成されることに留意するとともに、少年の健全な育成を期するため、人格の向上と識見のかん養に努め、少年、保護者その他の関係者の信頼が得られるよう努めること。
- (2) 少年の特性の理解 少年が心身共に成長期にあつて環境の影響を受けやすいこと、可塑性（少年が非行から立ち直る可能性をいう。以下同じ。）に富むこと等を理解すること。
- (3) 処遇の個別化 個別の少年の特性に応じて最善の処遇を講ずること及びその前提として少年自身とその環境を深く洞察し問題点を把握することの必要性を認識すること。
- (4) 秘密の保持 非行少年（規則第2条第6号に規定する非行少年をいう。以下同じ。）に係る事件の捜査又は調査、不良行為少年（規則第2条第7号に規定する不良行為少年をいう。以下同じ。）の補導、少年相談（規則第2条第13号に規定する少年相談をいう。以下同じ。）等により知り得た秘密を漏らさないこと。
- (5) 国際的動向への配慮 少年の非行の防止及び保護に関する国際的動向を踏まえて、日本人が国外において敢行する児童買春事犯、インターネットを利用した児童ポルノ事犯等の積極的な取締り及び児童の性的搾取等の防止のための広報啓発を強力に推進すること。

第2節 少年警察の体制

（少年サポートセンター等）

第4条 少年課少年健全育成室の中央少年サポートセンター、福岡少年サポートセンター、北九州少年サポートセンター、飯塚少年サポートセンター及び久留米少年サポートセンター（以下「少年サポートセンター」と総称する。）は、専門的な知識及び技能を必要とし、又は継続的に実施することを必要とする少年警察活動について、中心的な役割を果たすものとする。

- 2 警察官等が少年警察活動を行う上で必要がある場合は、少年サポートセンターのほか、少年相談、補導その他の少年警察活動のための事務所を設け、又は適当な他の施設をこの活動のために利用するものとする。
- 3 少年サポートセンターその他前項の少年警察活動のための事務所を設ける場合においては、警察署からの距離、住民の利便、関係ある機関の位置等を総合的に勘案して最も適当と認められる位置に確保するよう配慮するものとする。
- 4 少年サポートセンターの運用については、別に定める。

（少年補導職員）

第5条 少年相談、継続補導（規則第2条第13号に規定する継続補導をいう。以下同じ。）、被害少年に対する継続的な支援その他の特に専門的な知識及び技能を必要とする少年警察活動

を行わせるため、少年課に少年補導職員を置く。

- 2 少年補導職員は、前項に規定する少年警察活動に必要な知識及び技能を有する職員（警察官を除く。）のうちから、福岡県警察本部長（以下「本部長」という。）が命ずる。

（少年相談専門員）

第6条 複雑な少年相談に係る事案の処理、少年相談を担当する職員に対する指導及び助言その他少年相談に関する専門的知識を必要とする業務に従事させるため、少年課に少年相談専門員を置く。

- 2 少年相談専門員は、職員（警察官を除く。）で、心理学、教育学、社会学その他の少年相談に関する専門的知識を有する者のうちから、本部長が命ずる。

- 3 少年相談専門員の運用については、別に定める。

（関係機関、少年警察ボランティア等との連携）

第7条 警察官等は、学校、家庭裁判所、検察庁、児童相談所その他の少年の健全な育成に関する業務を行う機関（以下「学校その他の関係機関」という。）又は少年警察ボランティアその他の少年の健全な育成のための活動を行うボランティア若しくは団体（以下「少年警察ボランティア等」という。）との連携に際しては、警察から協力を求めるほか、相手が主体となって実施する活動にも積極的に協力するものとする。

第3節 幹部の職務

（署長の職務）

第8条 署長は、少年警察活動の重要性を認識し、その効果的な運営及び適正な実施を図るため、少年警察活動全般の指揮監督に当たるものとし、職員の合理的配置、装備資機材・施設の整備等少年警察の体制の確立を図るよう努めるものとする。

- 2 署長は、個々の事案について、次に掲げる事項を指揮するほか、警察署の職員（以下「署員」という。）の行う少年警察活動に関し、各級幹部を的確に指揮掌握するものとする。

- (1) 捜査主任官（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号。以下「規範」という。）

第20条に規定する捜査主任官をいう。以下同じ。）又は調査主任官（規則第18条及び第30条に規定する調査主任官をいう。以下同じ。）を指名すること。

- (2) 少年の被疑者、触法少年（規則第2条第4号に規定する触法少年をいう。以下同じ。）であると疑うに足りる相当の理由のある者若しくはぐ犯少年（規則第2条第5号に規定するぐ犯少年をいう。以下同じ。）と認められる者又は重要な参考人の呼出し並びに面接（捜査又は調査の対象となっている少年に対する取調べ及び質問を含む。以下同じ。）の可否及び方法を決定すること。

- (3) 強制措置及びその解除の可否を決定すること。
- (4) 家庭裁判所、検察庁又は児童相談所（以下「家庭裁判所等」という。）への送致（送付を含む。第50条を除き、以下同じ。）又は通告その他の措置を決定すること。
- (5) 家庭裁判所等への送致又は通告に際して付すべき処遇上の意見を決定すること。
- (6) 継続補導の可否を決定すること。
- (7) その他署長が特に必要と認めること。

3 署長は、触法少年に係る事件（以下「触法少年事件」という。）又はぐ犯少年に係る事件（以下「ぐ犯少年事件」という。）のうち、特異又は重要な事件の発生を認知した場合は、速やかにその概要を別に定める少年特異事件報告書により、生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）を経由して本部長に即報するとともに、次に掲げる事項について指揮を受けなければならない。

- (1) 触法少年事件の調査（以下「触法調査」という。）に係る搜索、差押え、検証若しくは身体検査の令状又は鑑定処分許可状の請求
- (2) 家庭裁判所等への送致又は通告その他の措置
- (3) 家庭裁判所等への送致又は通告に際して付すべき処遇上の意見
（警察署の課長の職務）

第9条 少年担当係の事務を担当する課長その他非行少年の事件の処理を担当する警察署の課長は、個々の事案について、次に掲げる事項を指揮するほか、部下職員を指揮掌握するものとする。

- (1) 処遇の方針の指示及び処遇の担当者の指定に関すること。
- (2) 強制措置及びその解除の時期、場所及び方法の指示に関すること。
- (3) 少年その他の関係者の呼出し又はこれらの者との面接に関し、その要否、時期、場所及び方法の指示に関すること。

第4節 早期発見及び報告

（早期発見）

第10条 警察官等は、少年の非行の防止又は保護のため、あらゆる職務の執行の機会をとらえ、非行少年、不良行為少年、被害少年、要保護少年（規則第2条第9号に規定する要保護少年をいう。以下同じ。）及び児童虐待を受けたと思われる児童（規則第2条第10号に規定する児童虐待を受けたと思われる児童をいう。以下同じ。）を早期に発見するよう努めるものとする。

第11条 削除

（報告）

第12条 警察官等は、非行少年又は児童相談所への通告が必要と認められる要保護少年若しくは児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、次に掲げる事項を当該非行少年又は要保護少年若しくは児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場所を管轄する警察署の長に速やかに報告しなければならない。

- (1) 少年の氏名、年齢及び住居
- (2) 少年の職業及び勤務先又は在学する学校及び学年
- (3) 保護者の氏名、住居、職業及び少年との続柄
- (4) 事案を発見した経緯及び事案の概要
- (5) 発見者の執った措置
- (6) その他必要と認められる事項

2 前項の規定は、警察官等がその取扱いに係る継続補導を必要と認める不良行為少年について準用する。この場合において、前項中「事案を発見した経緯及び事案の概要」とあるのは「継続補導を必要と認める理由」と、「発見者」とあるのは「継続補導を必要と認める者」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定による報告は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 犯罪少年に係る報告は、規範に定める書式によること。この場合において、当該犯罪少年に係る事件が規範第214条第1項に規定する軽微な事件に該当する場合は、規範に定める書式のほか、別に定める少年事件簡易送致選別検討表によること。
- (2) 触法少年又はぐ犯少年に係る報告は、少年事件処理簿（少年警察活動規則の規定により作成する書類の様式を定める訓令（平成19年警察庁訓令第12号。以下「様式を定める訓令」という。）別記様式第44号）によること。
- (3) 児童相談所への通告が必要と認められる要保護少年又は児童虐待を受けたと思われる児童に係る報告は、別に定める少年事案処理簿によること。
- (4) 継続補導を必要と認める不良行為少年に係る報告は、別に定める少年補導票によること。

第2章 一般的活動

第13条 削除

第14条 削除

第1節 街頭補導

（街頭補導の効果的实施）

第15条 街頭補導（規則第7条第1項に規定する街頭補導をいう。以下同じ。）は、学校その他の関係機関、少年警察ボランティア等その他の関係者との連携に配慮しつつ、管内の実態に

即して計画的に実施するものとする。この場合において、必要に応じ、隣接警察署と連携して一斉に行うことについても配慮するものとする。

(街頭補導上の留意事項)

第16条 警察官等は、街頭補導に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 私服を用いる場合は、警察手帳その他身分を証明するものを提示して自らの身分を明らかにすること。
- (2) 少年から事情を聴取し、又は注意、助言、指導等をする場合においては、人目に付かないように配慮すること。
- (3) 少年警察ボランティア等と協同して街頭補導に従事している場合においては、少年の年齢、性別、態度等に応じて、事情聴取、注意、助言、指導等について警察官等が行うか当該少年警察ボランティア等が行うかを適切に判断し、街頭補導の効果が上がるようにすること。
- (4) 公共の場所以外の施設等で街頭補導を行う場合は、当該施設等の管理者の同意を得ること。

第2節 少年相談

(少年相談担当者)

第17条 署長は、少年相談の適切な処理に資するため、少年相談担当者を指定するものとする。

- 2 少年相談担当者は、少年相談を処理するほか、警察署における少年相談に関し、その内容を把握するとともに署員に対する指導、助言等を行うものとする。

(少年相談の処理)

第18条 少年相談は、原則として少年課又は少年担当係の警察官等が処理するものとする。

- 2 少年課以外の所属（警察署を除く。）又は少年担当係以外の係の職員は、少年相談を受けた場合は、少年課の警察官等又は前条第1項に規定する少年相談担当者にその処理を引き継ぐものとする。
- 3 前項に規定する場合において、当該職員は、当該相談を自ら処理することが適当であると認めるときは、警察本部の職員にあっては所属の長に報告し少年課に連絡した上、署員にあっては少年相談担当者を通じて署長に報告した上自ら当該相談を処理することができるものとする。
- 4 少年相談を処理した場合は、その処理状況を記録するものとする。

(少年相談処理上の留意事項)

第19条 警察官等は、少年相談の処理に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 少年相談は、原則として、少年課又は少年担当係の職員が配置された施設内において処理するものとする。ただし、必要と認める場合は、関係者が落ちついて相談のできる適当な場所に出向いて行うことを考慮すること。

- (2) 少年相談に関連して、少年担当係の所掌に属しない事案について相談を受けた場合は、当該事案を担当すべき他の係又は関係のある機関に引き継ぐなど、相談者の立場に立った適切な対応をすること。

第3節 継続補導

(継続補導の対象)

第20条 継続補導の対象は、次に掲げる少年とする。

- (1) 少年相談に係る少年
- (2) 触法少年であって少年法第6条の6第1項の規定により送致すべき者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条第1項の規定により通告すべき者に該当しないもの
- (3) 14歳未満のぐ犯少年であって児童福祉法第25条第1項の規定により通告すべき者に該当しないもの
- (4) 不良行為少年

(継続補導の取扱い)

第21条 署長は、警察署において取り扱った少年について、継続補導を実施する必要があると認める場合は、少年課長に連絡するものとする。

2 少年課長は、前項の規定による連絡を受けた場合は、原則として、少年サポートセンターに配置された少年補導職員又は警察官に継続補導を実施させるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、少年課長が当該少年の居住地と少年サポートセンターの所在地との距離その他の事情を勘案して、当該少年を取り扱った警察署において継続補導を実施させることが適切であると認める場合は、署長は、当該警察署の少年担当係の警察官に継続補導を実施させることができる。この場合において、署長は、少年担当係の警察官のうちから当該継続補導の担当者を指定するとともに、当該継続補導に関し必要な事項を指示するものとする。

4 少年課長は、少年サポートセンターにおいて取り扱った少年について、継続補導を実施する必要があると認める場合は、少年サポートセンターに配置された少年補導職員又は警察官に継続補導を実施させるものとする。ただし、当該少年の居住地を管轄する警察署その他の警察署において継続補導を実施させることが適切であると認める場合は、当該警察署の長に継続補導の実施を引き継ぐことができる。

5 警察署の警察官等は、前2項の規定により継続補導を実施する場合は、少年サポートセンターと緊密な連携を保ち、専門的な事項について少年サポートセンターの指導を受けるものとする。

(継続補導実施上の留意事項)

第22条 少年補導職員又は警察官は、保護者の同意を得た上で、家庭、学校、交友その他の環境について相当の改善が認められるまでの間、少年に対する助言又は指導その他の補導を継続的に実施するものとする。

2 継続補導の適切な実施のため必要がある場合は、保護者の同意を得た上で、学校関係者その他の適当な者と協力して実施するものとする。この場合において、少年のプライバシーに特に配慮するものとする。

3 特定少年（規則第2条第2号に規定する特定少年をいう。以下同じ。）に対する前2項の規定の適用については、これらの規定中「保護者」とあるのは、「本人」とする。

第4節 少年の社会参加活動等

（少年の社会参加活動等）

第23条 社会奉仕体験活動、スポーツ活動その他の少年の規範意識の向上又は社会の一員としての意識のかん養に資するための体験活動（以下「少年の社会参加活動等」という。）については、学校その他の関係機関及び少年警察ボランティア等が実施する少年の健全な育成のための活動との役割分担に配慮するとともに、必要に応じて、これらの者と協力して行うものとする。

（実施上の留意事項）

第24条 少年の社会参加活動等の実施に当たっては、次に掲げる警察業務の専門性を生かして、効果的に実施するものとする。

- (1) 少年の心理その他の特性に関する知見
- (2) 少年の非行を防止するための手法に関する知見
- (3) 柔道、剣道等の指導に関する能力
- (4) その他少年警察活動に関する知見及び職員の能力

第5節 情報発信

（基礎資料の整備活用）

第25条 警察官等は、情報発信の前提として、また、少年の非行の防止と保護を図るための施策に資するため、常に、少年警察活動に関する基礎的な資料を整備し、活用するよう努めるものとする。

（少年の規範意識の啓発）

第26条 少年課長及び署長は、少年、保護者その他の関係者を対象とする非行防止教室の開催、薬物乱用防止教室の開催その他の適切な方法により、少年の規範意識を啓発し、並びに少年の非行及び犯罪被害を防止するよう努めるものとする。この場合において、少年課長及び署長は、

必要に応じ、学校その他の関係機関及び少年警察ボランティア等と協力して行うものとする。

第6節 有害環境の排除

(有害環境の排除)

第27条 警察官等は、規則第11条に規定する有害環境があると認める場合は、直ちに、当該有害環境の存する場所を管轄する警察署の長にその旨を報告するものとする。

2 署長は、有害環境があることを知った場合は、法令の特別の定めによるもののほか、当該有害環境について関係のある機関に適切な措置を執るよう連絡するなど、少年に有害な影響の排除のための適切な措置を執るものとする。

3 署長は、前項の規定による措置を執った場合は、その旨を少年課長を経由して、本部長に報告するものとする。

(民間の自主的な活動に対する支援等)

第28条 少年課長及び署長は、少年警察ボランティア等による街頭補導活動又は有害図書の自動販売機の撤去運動、20歳未満の者の飲酒及び喫煙を防止するための関係業者、業界団体等によるキャンペーン等の民間の自主的な活動を積極的に支援し、協力するものとする。

第3章 非行少年全般についての活動

第1節 非行少年に関する通則

(捜査及び調査の担当部門)

第29条 署長は、犯罪少年に係る事件（以下「犯罪少年事件」という。）の捜査、触法調査及びぐ犯少年事件の調査（以下「ぐ犯調査」という。）については、少年の特性に配慮しつつ、個々の少年の適正な処遇に努めなければならないことに鑑み、少年担当係の警察官又は当該警察署に派遣された少年課の警察官若しくは指定補導職員に行わせるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事件の捜査又は調査については、この限りでない。

- (1) 20歳以上の被疑者を主とする事件に関連する犯罪少年事件
- (2) 捜査上複雑かつ重要な事件であって、少年担当係以外の係の警察官に捜査させることが適当であると認める犯罪少年事件
- (3) 交通法令違反（犯罪統計細則（昭和46年警察庁訓令第16号）第2条第2号に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る犯罪少年事件又は触法少年事件
- (4) 交通事故に係る刑法（明治40年法律第45号）第211条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号。以下「自動車運転死傷法」という。）に規定する罪に係る犯罪少年事件又は触法少年事件

2 署長は、第30条の2第2項に規定する少年事件選別主任者に対し、少年の特性に配慮した

捜査又は調査が行われるよう、捜査又は調査の経過について常に把握させるものとする。

3 署長は、第1項ただし書の規定により、犯罪少年事件又は触法少年事件を少年担当係以外の係の警察官に捜査又は調査をさせ、及び少年担当係と常に密接な連携を保たせるため、当該少年担当係以外の係の警察官のうちから、少年事件処理担当者を指定するものとする。

4 署長は、第1項ただし書の規定により、少年担当係以外の係の警察官に捜査又は調査をさせる場合において、必要があると認めるときは、少年の面接を少年担当係の警察官又は当該警察署に派遣された少年課の警察官若しくは指定補導職員に行わせるよう配慮するものとする。

(少年事件指導官)

第30条 少年課に、少年事件指導官を置く。

2 少年事件指導官は、少年課の捜査に関する事務を担当する管理官をもって充てる。

3 少年事件指導官は、非行少年に係る事件の捜査又は調査が少年の特性に特に配慮しつつ行われるよう、別に定める事項を実施するものとする。

(少年事件選別主任者等)

第30条の2 本部長は、少年課の捜査に関する事務を担当する課長補佐を少年事件選別主任者に指定するものとする。

2 署長は、少年担当係の事務を担当する課長を少年事件選別主任者に指定するものとする。

3 本部長及び署長は、少年事件選別主任者を補助させるため、必要に応じ、少年課及び少年担当係の係長又は主任を少年事件選別補助者に指定することができる。

(年齢の確認)

第31条 警察官又は指定補導職員は、非行少年に係る事件の捜査又は調査に当たっては、刑法、少年法又は児童福祉法の適用に過誤のないようにするため、特に現在及び行為時における当該少年の正確な年齢を確認しなければならない。

(捜査又は調査上明らかにすべき事項)

第32条 警察官又は指定補導職員は、非行少年に係る事件の捜査又は調査に当たっては、おおむね次に掲げる事項について、明らかにするものとする。

- (1) 事件の存否及び態様
- (2) 事件の原因及び動機
- (3) 少年の性格、行状、経歴及び教育程度
- (4) 少年の家庭、学校又は職場の状況及び交友関係
- (5) 少年の住居地の環境
- (6) 少年の非行の防止及び立ち直りに協力できると認められる少年警察ボランティア

ィア等の有無

(捜査又は調査上の留意事項)

第33条 警察官又は指定補導職員は、非行少年に係る事件の捜査又は調査に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 家庭裁判所等への送致又は通告の措置を執るべきかどうかを決定し、当該少年の処遇並びに当該少年の健全な育成及び立ち直りに資するために必要な限度にとどめ、みだりに関係者のプライバシーを侵害することのないようにすること。
- (2) 少年の保護者その他少年について事情を知っていると認められる者の協力を求めること。
- (3) 先入観に捕らわれ、又は推測にわたることなく、正確な資料を収集すること。

2 警察官又は指定補導職員は、少年の健全な育成及び被害者の心情に配慮し、迅速な捜査又は調査に努めるものとする。

(関係機関との連絡等)

第34条 警察官は、犯罪少年事件の捜査を行うに当たって必要があるときは、家庭裁判所、児童相談所その他の関係機関との連絡を密にしなければならない。

2 警察官又は指定補導職員は、触法調査及びぐ犯調査を行うに当たっては、特に家庭裁判所及び児童相談所との連携を密にしつつ、これを進めなければならない。

(報道発表の際の留意事項)

第35条 犯罪少年事件又は触法少年事件に関し、新聞その他の報道機関に発表する場合は、署長又は別に指定する者がこれに当たるものとする。

2 犯罪少年事件及び触法少年事件については、新聞その他の報道機関に、当該少年の氏名及び住居のほか、学校名、会社名等その者を推知させるような事項を発表してはならず、かつ、当該少年の写真を提供してはならない。ただし、特定少年のとき犯した罪に係る事件であって当該罪により公訴を提起された者に係るもの（略式命令の請求がされたものを除く。）については、この限りでない。

3 触法少年事件については、その性質上、報道機関への発表は、特に慎重に判断するものとする。

(措置の選別及び処遇上の意見の決定)

第36条 警察官は、非行少年については、家庭裁判所等への送致又は通告の措置を執るべきか、犯罪少年事件の送致を通常を送致又は簡易送致（規範第214条第1項の規定による送致をいう。以下同じ。）のいずれによるべきか、及び送致又は通告の措置を執る場合においてはいずれの機関に行うべきかを的確に選別するものとする。

- 2 警察官は、非行少年について、家庭裁判所等へ送致（簡易送致を除く。）又は通告の措置を執る場合は、最も適切と認められる処遇上の意見を明らかにするものとする。
- 3 前2項の規定による措置の選別及び処遇上の意見の決定に当たっては、おおむね次に掲げる事項を勘案して行うものとする。
- (1) 事件の態様
 - (2) 非行の原因及び動機
 - (3) 再非行のおそれ
 - (4) 保護者の実情、当該少年の非行の防止及び立ち直りに向けての保護者の方針及び意向並びに学校その他の関係機関又は少年警察ボランティア等の意見
- 4 警察署の警察官は、措置の選別及び処遇上の意見の決定をしようとする場合は、第30条の2第2項に規定する少年事件選別主任者の意見を聴くものとする。ただし、交通法令違反に係る犯罪少年及び交通事故に係る刑法第211条の罪又は自動車運転死傷法に規定する罪に該当する犯罪少年については、当該少年の適正な処遇を図るため特に必要と認められるものを除き、この限りでない。

（送致又は通告に関する留意事項）

- 第37条 警察官又は指定補導職員は、非行少年を家庭裁判所等へ送致し、又は通告する場合は、必要に応じ、当該少年及びその保護者等に対して、送致又は通告の趣旨について説明し、及び今後特に留意すべき事項について助言するものとする。
- 2 前項に規定する場合において、警察官又は指定補導職員は、在宅のまま送致し、又は通告する非行少年について、将来における非行のおそれが大きいと認めるときは、速やかに少年法又は児童福祉法の規定による措置が執られるよう送致先又は通告先の機関に対してその旨を連絡するものとする。

第2節 犯罪少年事件の捜査

（犯罪少年事件の捜査の基本）

- 第38条 警察官は、犯罪少年事件の捜査については、家庭裁判所の審判その他の処理に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって当たらなければならない。
- 2 警察官は、犯罪少年事件の捜査を行うに当たっては、少年の特性に鑑み、特に他人の耳目に触れないようにし、取調べの言動に注意するなど、温情と理解をもって当たり、その心情を傷つけないように努めなければならない。

（呼出し上の留意事項）

- 第38条の2 警察官は、捜査のため、少年の被疑者、保護者又は参考人を呼び出すに当たって

は、電話、呼出状（規範別記様式第7号）の送付その他適当な方法により、出頭すべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。

- 2 警察官は、捜査のため、少年の被疑者を呼び出す場合は、保護者等に連絡するものとする。
特定少年の被疑者を呼び出す場合も同様とする。ただし、連絡することにより、保護者と当該少年との信頼関係を損なうおそれがあるとき、当該少年が虐待を受けるおそれがあるとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれがあるときその他連絡することが当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。
- 3 警察官は、捜査のため、少年の被疑者を呼び出す場合は、次に掲げる事項に留意し、当該少年が無用な不安を抱かないよう配慮するものとする。
 - (1) 学校又は職場に直接呼出しの連絡をすること、少年の授業中又は就業中に呼び出すこと、制服警察官が呼出しに行くことなど、当該少年が警察から呼び出されたことが周囲の者に容易に分かるようなことは、できる限り、避けること。
 - (2) 少年を警察施設に呼び出すことが不適切であると認める場合は、警察官等が家庭へ出向くこと及び警察施設以外の適当な場所に呼び出すことに配慮すること。
 - (3) 呼出しは、保護者等の納得を得て行うよう努めるとともに、必要に応じて保護者等の同道を依頼するなど、協力及び信頼を得られるよう努めること。
- 4 警察官は、少年の被疑者の保護者等を呼び出す場合においても、当該保護者等が当該少年の非行に関して警察から呼び出されたことが周囲の者に分からないよう配慮するものとする。
- 5 警察官は、被害者その他の参考人として少年を呼び出す場合は、前各項の規定に準ずるほか、警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減するよう努めるなど、当該少年の心情に配慮するものとする。

（取調べ上の留意事項）

第38条の3 第38条の2第2項の規定は、警察官が、少年の被疑者の取調べを行う場合にについて準用する。

- 2 警察官は、少年の被疑者の取調べを行う場合は、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 取調べの場所は、事務室等人の出入りが多く、他人の耳目に触れるおそれがある場所を避け、少年が落ち着いて話せるよう、少年補導室等の適当な場所とすること。
 - (2) 取調べの時刻は、できる限り、少年の授業中若しくは就業中又は夜間遅い時刻を避けるとともに、長時間にわたらないよう配慮すること。
 - (3) 取調べに当たっては、少年の年齢、性別、性格、知能、職業等に応じてふさわしく、かつ、分かりやすい言葉を用いること。

(4) 取調べに当たっては、少年の話の良い聞き手となり、虚言、反抗等に対しても、一方的にこれを押さえつけようとせず、その原因を理解することに努め、少年の内省を促し、その立ち直りに資するよう努めること。

(5) 取調べを終えるに当たっては、少年及び保護者等の懸念の有無を確かめ、必要がある場合は、助言その他の措置を講じて、少年及び保護者等の不安を除去し、信頼を得られるよう努めること。

3 警察官は、少年の被疑者の取調べをする場合は、やむを得ないときを除き、当該少年と同道した保護者その他適切な者を立ち会わせることに留意するものとする。

4 警察官は、被害者その他の参考人として少年と面接する場合は、その時間、場所、方法、立会い等に配慮し、面接に伴う心理的な負担を軽減するよう努めるなど、当該少年の心情に配慮するものとする。

(強制措置の制限)

第39条 警察官は、少年の被疑者については、できる限り、逮捕、留置その他の強制の措置を避けるものとする。

2 警察官は、少年の被疑者について、逮捕、留置その他の強制の措置を決定し、又は執行する場合は、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 少年の年齢、性格、非行歴、犯罪の態様、留置の時刻等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案して判断すること。

(2) 執行の時期、場所、方法等について慎重に配慮し、少年の心情を傷つけることのないようにすること。

(3) 留置する場合は、少年法第49条第1項及び第3項の規定により、20歳以上の者と分離し、かつ、原則として各別に収容すること。ただし、少年法第20条第1項又は第62条第1項の規定に基づく検察官への送致があった特定少年の被疑事件に対しては、当該事件に係る留置に限り、同法第49条第1項及び第3項の規定は適用されない。

(4) 留置した場合は、特定少年であるか否かにかかわらず、原則として、速やかに少年の保護者等に連絡すること。

(指紋の採取等)

第40条 少年の被疑者についての指紋及び掌紋の採取並びに写真の撮影は、身体の拘束を受けていない少年については、犯罪捜査のため必要やむを得ない場合で、本人の承諾を得たときに限り行うものとし、あわせて少年の心情を傷つけることのないよう、その時期、場所、方法等について慎重に配慮するものとする。特定少年の被疑者についても同様とする。

- 2 前項に定めるもののほか、少年の被疑者の指紋及び掌紋の採取並びに写真の撮影については、別に定める。

(親告罪等に関する措置)

第41条 警察官は、親告罪である少年の犯罪について告訴がなされないことが明らかになった場合であっても、将来における非行の防止上必要があると認めるときは、犯罪少年として送致することを考慮して所要の措置を執るものとする。特定少年の被疑者についても同様とする。この場合において、警察官は、みだりに被害者その他告訴することができる者（以下この項及び次項において「被害者等」という。）を呼び出すなど、被害者等の心情に反する措置を執ることを避けるものとする。

- 2 警察官は、親告罪である少年の犯罪で告訴のないものについて、当該少年を犯罪少年として送致するに当たっては、被害者等が送致先の機関によってみだりに呼び出されることのないよう当該機関に連絡することに留意するものとする。

- 3 少年が、親族であるため刑が免除される罪又は請求を待つて論ずる罪を犯した場合についても、前2項の規定の例によるものとする。

(犯罪少年の所持する物件の措置)

第42条 警察官は、犯罪少年事件の捜査に当たって、少年の非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を少年が所持していることを発見したときは、法令の規定により押収する場合を除き、所有者その他の権利者に返還させ、保護者等に預けさせ、又は当該少年に廃棄させるなど、当該少年が当該物件を所持しないように注意、助言等をするものとする。この場合において、受領した旨の書面を徴するなど、物件の措置のてん末を明らかにする措置を講ずるものとする。

(犯罪少年事件に関する書類の作成)

第43条 警察官は、捜査の結果、犯罪少年であることが判明した場合は、当該少年の犯行の原因及び動機、犯行前後の状況等犯罪事実の存否及び犯罪の情状を立証するため必要な事項に関しては規範第177条から第182条までの定めるところにより当該少年又は参考人の供述調書その他の捜査書類を作成し、その他の事項に関しては身上調査表（規範別記様式第21号）に記載するものとする。ただし、送致先の機関における処遇に資し、又は補導の適正を期するため特に必要があると認める場合は、犯罪事実の存否及び犯罪の情状を立証するため必要な事項以外の事項についても、当該少年若しくは参考人の供述調書その他必要な書類を作成し、又は徴するものとする。

(余罪の捜査)

第43条の2 警察官は、少年の被疑者に関する余罪の捜査に当たっては、当該少年の内省を促し、その立ち直りを図るとともに、将来における非行のおそれの判断に資するよう配慮するものとし、かつ、迅速的確に行わなければならない。

第3節 触法調査

(触法調査の基本)

第43条の3 警察官又は指定補導職員は、触法調査については、少年法及び児童福祉法に基づく措置に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって、これに当たらなければならない。

2 警察官又は指定補導職員は、触法調査を行うに当たっては、特に低年齢少年（規則第2条第11号に規定する低年齢少年をいう。以下同じ。）が精神的に未成熟であり、可塑性に富むこと、迎合する傾向にあること等の特性を有することに鑑み、特に他人の耳目に触れないようにし、少年に対する言動に注意するなど、温情と理解をもって当たり、少年の心情及び早期の立ち直りに配慮しなければならない。

(触法調査を行うことができる職員)

第43条の4 指定補導職員は、次に掲げる事項に関する教育訓練を受け、専門的知識を有する者と認められる少年補導職員のうちから本部長が指定するものとする。

- (1) 可塑性に富むことその他の低年齢少年一般の特性
- (2) 発達障がいその他の特別な事情を持つ少年の特性
- (3) 低年齢少年の特性を踏まえた質問その他の調査要領

2 前項に規定する職員は、調査主任官その他の上司である警察官の命を受け、事件の原因及び動機並びに当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等を明らかにするために必要な調査を行うことができる。

(触法調査における調査主任官)

第43条の5 署長は、個々の触法調査につき、調査主任官を指名するものとする。

- 2 署長の指名する調査主任官は、警部以上の階級にある者とする。ただし、これにより難しいときは、警部補の階級にある者を指名することができる。
- 3 調査主任官を指名したときは、別に定める調査主任官指名簿（触法用）に記載するものとし、同指名簿は、指名を受けた者の属する課ごとに備え付けるものとする。
- 4 調査主任官が交代するときは、関係書類、証拠物等の引継ぎを確実にを行うとともに、調査の状況その他必要な事項を明らかにし、事後の調査に支障を来すことのないようにしなければならない。

(付添人の選任等)

第43条の6 警察官又は指定補導職員は、触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者

(以下次条(第5項を除く。)、第43条の8(第4項を除く。)、第44条の2、第45条の2、第46条及び第47条において「少年」という。)又は保護者に対しては、少年法第6条の3に規定する付添人に関する制度について分かりやすく説明するほか、必要に応じて関係機関・団体についての紹介、助言等を行うことに配慮するものとする。

2 少年法第6条の3に規定する付添人の選任については、付添人を選任することができる者又は付添人から両者が連署した付添人の選任届を差し出させるものとする。この場合において、選任届を受理した者は、当該事件の調査に従事する警察官に対し、当該選任届を確実に引き継がなければならない。

(呼出し上の留意事項)

第43条の7 警察官又は指定補導職員は、触法調査のため、少年、保護者又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、呼出状(様式を定める訓令別記様式第39号をいう。第49条の4第1項において同じ。)の送付その他適当な方法により、出向くべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。

2 警察官又は指定補導職員は、触法調査のため、少年を呼び出す場合は、保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、当該少年が虐待を受けるおそれが著しいとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれが著しいときその他連絡することが当該少年の福祉上著しく不適當であると認められるときは、この限りでない。

3 警察官又は指定補導職員は、触法調査のため、少年を呼び出す場合は、次に掲げる事項に留意し、当該少年が無用の緊張又は不安を抱かないよう配慮するものとする。

- (1) 夜間に呼び出すこと又は制服警察官が呼出しに行くことは、やむを得ない場合を除き、避けること。
- (2) 学校に直接呼出しの連絡をすること、少年の授業中に呼び出すこと等当該少年が警察から呼び出されたことが周囲の者に容易に分かるようなことは、できる限り、避けること。
- (3) 少年を警察施設に呼び出すことが不適切であると認める場合は、警察官等が家庭へ出向くこと及び警察施設以外の適当な場所に呼び出すことに配慮すること。
- (4) 呼出しは、保護者等の納得を得て行うよう努めるとともに、必要に応じて保護者等の同道を依頼するなど、協力及び信頼を得られるよう努めること。

4 警察官又は指定補導職員は、触法調査のため、少年の保護者等を呼び出す場合においても、当該保護者等が当該少年の非行に関して警察から呼び出されたことが周囲の者に分からないよ

う配慮するものとする。

- 5 警察官又は指定補導職員は、触法調査のため、被害者その他の参考人として少年を呼び出す場合は、前各項の規定に準ずるほか、警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減するよう努めるなど、当該少年の心情に配慮するものとする。

(質問上の留意事項)

第43条の8 第43条の7第2項の規定は、警察官又は指定補導職員が、触法調査のため、少年に質問する場合について準用する。

- 2 警察官又は指定補導職員は、触法調査のため、少年に質問する場合は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 質問に当たっては、やむを得ない場合を除き、夜間に質問すること及び長時間にわたり質問することを避けなければならないこと。
- (2) 質問の場所は、事務室等人の出入りが多く、他人の耳目に触れるおそれがある場所を避け、少年が落ち着いて話せるよう、少年補導室等の適当な場所とすること。
- (3) 質問に当たっては、少年の年齢、性別、性格、知能等に応じてふさわしく、かつ、分かりやすい言葉を用いること。
- (4) 質問に当たっては、少年の話の良い聞き手となり、虚言、反抗等に対しても、一方的にこれを押さえつけようとせず、その原因を理解することに努め、少年の内省を促し、その立ち直りに資するように努めること。
- (5) 質問に当たっては、少年に対し、自己の意思に反して供述する必要がある旨を当該少年の年齢等に応じて分かりやすく告げること。
- (6) 質問を終えるに当たっては、少年及び保護者等の懸念の有無を確かめ、必要がある場合は、助言その他の措置を講じて、少年及び保護者等の不安を除去し、信頼を得られるように努めること。

- 3 警察官又は指定補導職員は、少年に質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資するよう、少年の保護者その他の当該少年の保護又は監護の観点から適切と認められる者の立会いについて配慮するものとする。

- 4 警察官又は指定補導職員は、被害者その他の参考人として少年と面接する場合は、その時間、場所、方法、保護者等の立会い等に配慮し、面接に伴う心理的な負担を軽減するよう努めるなど、当該少年の心情に配慮するものとする。

(犯罪の疑いがある場合の措置)

第44条 触法少年事件については、捜査の手続によって取り扱うことはできない。ただし、触法少年事件であると断定できない段階においては、事案の真相を明らかにするための捜査を尽くすものとする。

(強制の措置等)

第44条の2 触法調査に係る搜索、差押え、検証若しくは身体検査の令状又は鑑定処分許可状の請求については、規則第21条の規定によるものとする。

2 警察官は、触法調査において、できる限り、強制の措置を避けるものとする。

3 警察官は、強制の措置を決定する場合は、少年の年齢、性格、非行歴、事件の内容等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案して判断するとともに、執行の時期、場所、方法等について慎重に配意し、少年の心情を傷つけることのないよう配意するものとする。

(強制捜査の後に触法少年事件であることが判明した場合の措置)

第45条 警察官は、逮捕した少年の行為が14歳未満のときのものであることが明らかになった場合は、直ちに釈放しなければならない。

2 前項の規定により、身柄を釈放する場合は、逮捕手続書及び弁解録取書を作成し、逮捕手続の過程を明確にするほか、釈放の理由を捜査報告書等により明らかにしておくものとする。

3 警察官は、搜索等により証拠品を差し押さえた後、触法少年事件であることが判明した場合は、直ちに証拠品の還付手続を開始しなければならない。この場合において、還付手続中又は還付した物件を引き続き必要とするときは、次条の規定により措置するものとする。

4 被疑者の年齢が判明しなかったため、既にその事件について逮捕、搜索、差押え等の令状の発付を得ている場合であっても、捜査の過程で触法少年事件であることが判明したときは、速やかに、当該令状を発付した裁判官に返還するものとする。この場合において、触法調査のための搜索、差押え、検証若しくは身体検査の令状又は鑑定処分許可状の発付を得る必要があるときは、改めて当該令状を請求するものとする。

(触法少年の所持する物件の措置)

第45条の2 警察官は、触法少年事件の証拠物及び少年法第24条の2第1項各号のいずれかに該当する物件について、同法第6条の5第2項の規定により準用する刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定に基づき措置することができる。

2 警察官は、触法少年と他の被疑者とが共犯関係にある場合は、当該少年が所持する物件を他の被疑者に関する捜査上の手続により押収することができる。

3 前2項のほか、非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を少年が所持していることを発見したときは、所有者その他の権利者に返還させ、保護者等に預けさせ、

又は当該少年に廃棄させるなど、当該少年が当該物件を所持しないように注意、助言等をするものとする。この場合において、受領した旨の書面を徴するなど、物件の措置のてん末を明らかにする措置を講ずるものとする。

(還付公告等)

第45条の3 少年法第6条の5第2項の規定により準用する刑事訴訟法第499条に規定する押収物の還付に関する公告は、少年法第6条の2第3項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第23号。以下「警察職員の職務等に関する規則」という。）第2条の定めるところにより行うものとする。

2 公告をしたときから6か月以内に還付の請求がなく、その物が県に帰属する場合は、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）の定めるところにより手続を行うものとする。

3 署長は、前項の期間内においても、規範第113条第1項に定める事項に注意するとともに価値のない物は、これを廃棄し、保管に不便な物は、これを公売してその代価を保管することができる。

(触法少年事件に関する書類の作成)

第45条の4 警察官又は指定補導職員は、触法調査のために作成する関係書類の様式については、警察職員の職務等に関する規則第3条に定める調査概要結果通知書のほか、様式を定める訓令等に定めるところによるものとする。

2 警察官又は指定補導職員は、必要に応じて、触法調査に係る調査報告書、触法少年その他の関係者に係る答申書又は申述書（様式を定める訓令別記様式第3号）その他必要な書類を作成し、又は徴するものとする。

3 警察官又は指定補導職員は、少年の申述書その他の関係書類を作成するに当たっては、当該少年に対し、当該書類の記載内容等について分かりやすく説明するとともに、記載内容の変更等を申し立てる機会を十分に与えなければならない。

(児童相談所への送致)

第45条の5 警察官は、触法調査の結果、当該事件を児童相談所長に送致する場合は、規則第22条（同条第1項第2号を除く。）、第23条及び第24条の定めるところにより行うものとする。

(児童相談所への通告)

第46条 警察官又は指定補導職員は、触法調査の過程において、当該少年が児童福祉法第25条第1項の規定により通告すべき者と認められた場合は、児童通告書（様式を定める訓令別記様式第37号）により児童相談所に通告するものとする。ただし、急を要し、児童通告書を作

成して通告するいとまがない場合は、電話又は口頭により当該様式の記載事項を連絡することをもって通告し、その内容を記載した児童通告通知書（様式を定める訓令別記様式第37号の2）を事後遅滞なく作成し、送付するものとする。

- 2 警察官又は指定補導職員は、触法調査の結果、当該事件を児童相談所に通告する場合は、規則第22条（同条第1項第1号を除く。）の定めるところにより行うものとする。

（一時保護に係る留意事項）

第47条 警察官等は、児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて触法少年を一時保護する場合は、次の事項に留意するものとする。

- (1) 保護にふさわしい部屋を使用するものとし、鍵をかける場合は、少年の行動範囲がなるべく広くなるよう配慮すること。ただし、保護のための部屋については、留置施設の部屋を使用してはならない。
- (2) 少年が負傷し、自殺し、又は逃走することがないように注意するとともに、少年が火災その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないように注意すること。
- (3) 速やかに少年の保護者等に一時保護した旨を連絡すること。ただし、当該少年の住所又は居所を明らかにしないこと。

（指導教養）

第48条 本部長及び署長は、触法調査に従事する者に対し、低年齢少年の特性その他の職務遂行に必要な知識及び技能に関する指導教養を定期的に行うものとする。

第4節 ぐ犯調査

（ぐ犯調査の基本）

第49条 警察官等は、犯罪の捜査、触法調査、少年相談その他の活動において、ぐ犯少年と認められる者（以下第49条の4、第49条の6及び第52条において「少年」という。）を発見した場合は、少年法及び児童福祉法に基づく措置に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって、これに当たらなければならない。

- 2 警察官又は指定補導職員は、ぐ犯調査を行うに当たっては、少年の心理、生理その他の特性に鑑み、特に他人の耳目に触れないようにし、少年に対する言動に注意するなど、温情と理解をもって当たり、その心情を傷つけないように努めなければならない。

（ぐ犯調査を行うことができる職員）

第49条の2 第43条の4第1項の規定により本部長が指定した職員は、上司である警察官の命を受け、ぐ犯調査を行うことができる。

- 2 少年課長は、前項に定める職員がぐ犯調査を行うに当たり、当該職員に対し、ぐ犯調査に係る職務の遂行に必要な指導教養をあらかじめ行うものとする。

(ぐ犯調査における調査主任官)

第49条の3 署長は、個々のぐ犯調査につき、調査主任官を指名するものとする。

- 2 署長の指名する調査主任官は、警部以上の階級にある者とする。ただし、これにより難しいときは、警部補の階級にある者を指名することができる。
- 3 調査主任官を指名したときは、別に定める調査主任官指名簿(ぐ犯用)に記載するものとし、同指名簿は、指名を受けた者の属する課ごとに備え付けるものとする。
- 4 調査主任官が交代するときは、関係書類等の引継ぎを確実にを行うとともに、調査の状況その他必要な事項を明らかにし、事後の調査に支障を来すことのないようにしなければならない。

(呼出し上又は質問上の留意事項)

第49条の4 警察官又は指定補導職員は、ぐ犯調査のため、少年、保護者又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、呼出状の送付その他適当な方法により、出向くべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。

- 2 警察官又は指定補導職員は、ぐ犯調査のため、少年を呼び出し、質問するに当たっては、当該少年の保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、当該少年が虐待を受けるおそれが著しいときその他連絡することが当該少年の福祉上著しく不適当であると認められるときは、この限りでない。
- 3 警察官又は指定補導職員は、ぐ犯調査のため、少年を呼び出し、質問するに当たっては、当該少年の心情を理解するとともに、呼出しを行う場所、時期、方法等について配慮し、少年が無用な不安を抱かないよう配慮するものとする。
- 4 警察官又は指定補導職員は、ぐ犯調査のため、少年を呼び出すに当たっては、保護者等の納得を得て行うよう努めるとともに、必要に応じて保護者等の同道を依頼するなど、協力及び信頼を得られるよう努めるものとする。
- 5 警察官又は指定補導職員は、ぐ犯調査のための呼出し及び質問については、本条に規定するもののほか、その性質に反しない限り、第38条の2及び第38条の3の例による。

(低年齢少年に係るぐ犯調査における配慮)

第49条の5 警察官又は指定補導職員は、低年齢少年に係るぐ犯調査を行うに当たっては、特に低年齢少年が精神的に未成熟であり、可塑性に富むこと、迎合する傾向にあること等の特性を有することに鑑み、少年の心情及び早期の立ち直りに配慮しなければならない。

- 2 警察官又は指定補導職員は、低年齢少年であってぐ犯少年と認められる者を呼び出し、質問

するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることのないよう言動に注意するとともに、やむを得ない場合を除き、夜間に呼び出し、質問すること、長時間にわたり質問すること及び他人の耳目に触れるおそれがある場所において質問することを避けなければならない。

3 警察官又は指定補導職員は、少年に質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資するよう、少年の保護者その他の当該少年の保護又は監護の観点から適切と認められる者の立会いについて配慮するものとする。

4 低年齢少年に係るぐ犯調査のための呼出し及び質問については、前2項に規定するもののほか、第43条の7及び第43条の8の例による。

（ぐ犯少年等の所持する物件の措置）

第49条の6 警察官又は指定補導職員は、少年が少年法第24条の2第1項各号のいずれかに該当する物件その他家庭裁判所の審判に必要と認められる物件を所持している場合は、当該少年の同意を得た上で、一時これを預かるものとする。

2 警察官又は指定補導職員は、前項の規定により少年が所持している物件を預かった場合は、別に定める預り書を作成するほか、保護者等に係る申述書を作成するなど、当該物件の預かりのてん末を明らかにする措置を講ずるものとする。

3 警察官又は指定補導職員は、第1項の少年以外の者が、少年法第24条の2第1項各号のいずれかに該当する物件を所有、所持、保管等している場合で、事案処理のため特にその物件を必要とするときは、所有者その他の権利者の協力を得て、別に定める任意差出書とともにその物件の提出を求めるほか、当該任意差出書の写しを交付するなど、物件の預かりのてん末を明らかにする措置を講ずるものとする。

4 警察官又は指定補導職員は、第1項及び第3項の物件が家庭裁判所の審判に必要でないことが明らかになった場合において、被害者その他の権利者が判明しているときは、当該物件を当該被害者その他の権利者に返還し、別に定める受領書を徴するものとする。

5 前各項のほか、非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を少年が所持していることを発見したときは、所有者その他の権利者に返還させ、保護者等に預けさせ、又は当該少年に廃棄させるなど、当該少年が当該物件を所持しないように注意、助言等をするものとする。この場合において、受領した旨の書面を徴するなど、物件の措置のてん末を明らかにする措置を講ずるものとする。

（ぐ犯調査に関する書類の作成）

第49条の7 警察官又は指定補導職員は、ぐ犯調査のために作成する関係書類の様式について

は、様式を定める訓令等に定めるところによるものとする。

2 警察官又は指定補導職員は、必要に応じて、ぐ犯調査に係る調査報告書、ぐ犯少年その他の関係者に係る答申書又は申述書その他必要な書類を作成し、又は徴するものとする。

3 警察官又は指定補導職員は、少年の申述書その他の関係書類を作成するに当たっては、当該少年に対し、当該書類の記載内容等について分かりやすく説明するとともに、記載内容の変更等を申し立てる機会を十分に与えなければならない。

(ぐ犯少年の送致又は通告)

第50条 ぐ犯少年の家庭裁判所への送致又は児童相談所への通告は、規則第33条の定めるところにより行うものとする。

2 警察官又は指定補導職員は、ぐ犯少年を児童相談所に通告するに当たっては、児童通告書により行うものとする。

3 第46条第1項ただし書の規定は、ぐ犯少年を児童相談所に通告する場合について準用する。

(ぐ犯少年についての緊急措置)

第51条 警察官等は、ぐ犯少年として家庭裁判所の審判に付すべきであると認める少年が緊急に保護しなければならない状態にあつて、その補導上必要があると認める場合は、電話その他の方法により、直ちに家庭裁判所にその状況を通報するものとする。

2 第47条の規定は、ぐ犯少年に対して少年法第13条第2項の規定により同行状を執行した場合において、警察署に留め置く必要があるときについて準用する。この場合において、第47条中「児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の依頼を受けて触法少年を一時保護する場合」とあるのは「少年法第13条第2項の規定により警察官が同行状を執行する場合」と、同条第1号中「保護」とあるのは「留め置く」と、同条第3号中「一時保護した」を「警察署に同行した」と読み替えるものとする。

(ぐ犯少年等の一時保護)

第52条 第47条の規定は、児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて少年を一時保護する場合について準用する。この場合において、第47条中「触法少年」とあるのは「ぐ犯少年」と読み替えるものとする。

(指導教養)

第53条 本部長及び署長は、ぐ犯調査に従事する者に対し、職務遂行に必要な知識及び技能に関する指導教養を定期的に行うものとする。

第4章 不良行為少年の補導

(少年補導票の作成及び報告)

第54条 警察官等は、不良行為少年を発見した場合において、規則第14条第1項の規定により保護者又は学校若しくは職場の関係者への連絡を行うことが必要であると認めるときは、氏名、住所等の確実な特定に努め、第12条第3項第4号に規定する少年補導票を作成し、当該少年を発見した場所を管轄する警察署の長に報告するものとする。

(不良行為少年が所持する物件の措置)

第55条 警察官等は、不良行為少年が非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を所持していることを発見したときは、所有者その他の権利者に返還させ、保護者等に預けさせ、又は当該少年に廃棄させるなど、当該少年が当該物件を所持しないように注意、助言等をするものとする。この場合において、受領した旨の書面を徴するなど、物件の措置のてん末を明らかにする措置を講ずるものとする。

第5章 少年の保護のための活動

第1節 被害少年に係る活動

(被害少年に対する支援)

第56条 警察官等は、被害少年については、現場における適切な助言、関係のある機関の紹介、再び被害に遭うことを防止するための助言又は指導を行うなど、必要な支援を実施するものとする。

2 警察官等は、被害少年に対する支援の実施に当たっては、必要に応じて、少年課及び総務部被害者支援・相談課並びに警察署において被害者支援に関する事務を所掌する課との連携を図るものとする。

(被害少年支援指導官)

第57条 少年課に、被害少年支援指導官を置く。

2 被害少年支援指導官は、少年課少年健全育成室長をもって充てる。

3 被害少年支援指導官は、被害少年に対する支援に係る企画、指導等を行うものとする。

(被害少年に対する継続的な支援)

第58条 署長は、警察署において取り扱った被害少年について、継続的な支援を実施する必要があると認める場合は、少年課長に連絡するものとする。

2 少年課長は、前項の規定による連絡を受けた場合又は少年サポートセンターにおいて取り扱った被害少年について継続的な支援を実施する必要があると認める場合は、少年サポートセンターに配置された警察官等を当該支援に当たらせるとともに、当該支援に関し必要な事項を指示するものとする。

3 第22条の規定は、被害少年に対する継続的な支援について準用する。

(活動上の留意事項)

第59条 被害少年に対する継続的な支援を実施する少年サポートセンターに配置された警察官等は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 被害少年の怒り、恐怖、苦悩その他の精神的打撃の軽減に資するためのものであることを自覚して粘り強く行い、不適切な言動は、厳に慎むこと。
- (2) 臨床心理学、精神医学等の専門家の助言を受けるなどして、被害少年の特性を理解すること。
- (3) 常に被害少年や保護者等との信頼関係の下に行われるよう心掛けること。
- (4) 被害少年や保護者等のプライバシーに係る秘密は、厳守すること。
- (5) 平素から自己研さんに努め、カウンセリング技術、問題解決能力等の向上を図ること。

(報道発表の際の留意事項)

第60条 少年が被害者である事件又は事案に関し、新聞その他の報道機関に発表する場合は、被害少年のプライバシーに十分に配慮するものとする。

第2節 福祉犯に係る活動

(福祉犯の取締り)

第61条 警察官は、福祉犯事件を認知した場合は、時機を失することなく、捜査を行うものとする。

- 2 署長は、少年担当係以外の係の警察官が行う福祉犯事件の捜査について、少年担当係の警察官又は当該警察署に派遣された少年課の警察官若しくは指定補導職員による捜査又は調査と密接な関係がある場合等においては、必要に応じ、当該福祉犯事件を少年担当係の警察官に捜査させるよう配意するものとする。

第3節 要保護少年に係る活動

(要保護少年の児童相談所への通告)

第62条 警察官等は、18歳未満の要保護少年を児童相談所に通告するに当たっては、児童通告書により行うものとする。

- 2 警察官等は、前項の通告を行わない要保護少年についても、その保護者に対する助言、学校への連絡その他の必要な措置を執るものとする。
- 3 第46条第1項ただし書の規定は、要保護少年を児童相談所に通告する場合について準用する。

(要保護少年の一時保護)

第63条 第47条の規定は、児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて要

保護少年を一時保護する場合について準用する。

第4節 児童虐待を受けたと思われる児童に係る活動

(児童虐待を受けたと思われる児童の児童相談所への通告)

第63条の2 警察官等は、児童虐待を受けたと思われる児童を児童相談所に通告するに当たっては、児童通告書により行うものとする。

2 第46条第1項ただし書の規定は、児童虐待を受けたと思われる児童を児童相談所に通告する場合について準用する。

(児童虐待を受けたと思われる児童の一時保護)

第63条の3 第47条の規定は、児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて児童虐待を受けたと思われる児童を一時保護する場合について準用する。

(児童虐待への心構え等)

第63条の4 児童虐待は、児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであることに鑑み、警察官等は、児童の安全の確保を最優先とした対応の徹底を図るものとする。

(関係機関との連携)

第63条の5 児童虐待に対しては、被害児童の保護に向けた関係機関との連携の強化、厳正な捜査と被害児童等の心情や特性に配慮した聴取、被害児童に対するカウンセリング等の支援、少年課又は少年担当係への情報の集約及び組織としての的確な対応を執るとともに、再発を防止するために保護者に対する助言、学校への連絡等必要な措置を執るものとする。

第6章 記録

(少年特異事件指揮簿)

第64条 少年課に、別に定める少年特異事件指揮簿を備え、第8条第3項の規定による本部長の指揮した事項を記録しておくものとする。

第65条 削除

(少年事件処理簿及び犯罪事件処理簿)

第66条 少年担当係の警察官又は警察署に派遣された少年課の警察官は、第12条第3項第2号の規定による報告に係る少年の調査の指揮及び事件の送致又は通告その他の事件の処理の経過を同号に規定する少年事件処理簿に記載しなければならない。この場合において、第8条第2項各号に掲げる事項を明らかにするものとする。

2 犯罪少年の事件に係る記録については、前項後段の規定によるほか、事件を送致し、又は送付した場合は、規範第201条の定めるところにより、同条に規定する犯罪事件処理簿を作成するものとする。

(少年事案処理簿)

第66条の2 少年担当係の警察官又は警察署に派遣された少年課の警察官等は、第12条第3項第3号及び第4号の規定による報告に係る少年の事案の処理の経過を同項第3号に規定する少年事案処理簿に記載しなければならない。この場合において、第8条第2項各号に掲げる事項を明らかにするものとする。

(呼出簿)

第66条の3 少年担当係に、呼出簿（様式を定める訓令別記様式第40号）を備え、第43条の7及び第49条の2の定めるところにより、触法調査及びぐ犯調査のための呼出しを行う場合は、その処理の経過を明らかにしておかなければならない。

(令状請求簿)

第66条の4 少年担当係に、令状請求簿（様式を定める訓令別記様式第45号）を備え、第44条の2第1項の令状を請求したときは、請求の手続、発付後の状況等を明らかにしておかなければならない。

(少年カード)

第67条 少年担当係の警察官又は警察署に派遣された少年課の警察官等は、送致又は通告の措置をとった非行少年（交通法令違反に係る非行少年及び交通事故に係る刑法第211条の罪又は自動車運転死傷法に規定する罪に係る非行少年を除く。）その他特に必要があると認められる少年については、その適正な処遇及び健全な育成に資するため、別に定める少年カードを作成し、当該少年の居住地を管轄する警察署において保管するものとする。

2 署長は、前項に規定する少年カードに係る非行少年の居住地が他の警察署の管轄区域内である場合は、当該少年カードの原本を当該警察署の長に送付し、必要に応じ、その写しを保管するものとする。この場合において、当該少年の居住地が他の都道府県警察の管轄区域内であるときは、少年課長を経由して送付するものとする。

第7章 補則

(運用細目)

第68条 この訓令の運用に関し必要な細目的事項は、別に定める。